

# 前回の御議論を踏まえた論点整理

平成26年12月12日

## (1) 裁定に関する管轄の在り方・移送ルール

---

### (1)－1 原因裁定の取扱い

#### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、原因裁定と責任裁定ともに行うこととして問題はないか。

#### ◎ 御意見の整理

- ・ 調停の申請人は公害審査会が調査をして一定の判断を示すことを期待しているのだとすれば、原因裁定と調停のハイブリッド型の制度を都道府県につくすることも考えられるのではないか。

## (1)－2 公調委と都道府県の管轄の切り分け方

### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、公調委と都道府県の管轄の切り分け方としてどのような方法が考えられるか。また、どのような方法が望ましいか。

#### ○ 管轄の分け方の考え方

##### 1 公害類型による管轄

例えば、「騒音、振動、悪臭」については都道府県の管轄とし、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下」については公害等調整委員会の管轄とするなど。

##### 2 訴額による管轄

例えば、訴額500万円未満の事件については都道府県の管轄とし、訴額500万円以上の事件については公調委の管轄とするなど。この場合、原因裁定は全て公調委の管轄または全て都道府県の管轄となる。

##### 3 被害の重大性や公害の発生源による管轄

## (1)－3 移送ルール

### 論点

都道府県の管轄事件であっても、その性質等の観点から公調委に移送することが望ましい場合、どのようなルールにより移送すべきか。

- 調停における引継ぎ  
当事者の同意があり、かつ、公害等調整委員会との協議が調った場合、都道府県における事件を引き継ぐことができる。
- 裁定において引継ぎのほかに独自の移送ルールを設けるべきか  
当事者の同意の有無に関わらず都道府県の裁量により移送を行うなど、移送を広く認めることとすべきか。また、調査能力や予算の不足を理由とする移送を認めるべきか。

## ◎ 御意見の整理

### ① 都道府県の管轄を広く考えるか、狭く考えるかに関する御意見

- ・ 利用者ができるだけ選択可能な制度設計が理想であろう。都道府県では制度の幅を広く設けておき、事案によって公害等調整委員会に移送しやすくする制度が望ましいのではないか。
- ・ いかによれば都道府県が自身の地域で公害紛争を解決したがるかを考慮し、この点を制度でどのように担保するかが重要ではないか。当事者の選択の余地ということでは、当事者が都道府県での解決を望んでいても強制的に国に移送させることもあり得ることも考慮しなければならない。
- ・ 近接した当事者同士における公害紛争等であれば、都道府県でも扱うことができるのではないか。

- 例えば騒音と振動に限定して間口を狭めると、制度発足以来調停が数件しか係属していない都道府県ではニーズがそれほどなく、せつかく法曹資格者等のスタッフをそろえて体制を整えても、開店休業のような状態になってしまうのではないか。
- このため、例えば騒音と振動に限定するのであれば、これまで係属した調停事件が多い都道府県を中心に手挙げ方式を採用して行う方が合理的ではないか。
- 公害の概念について、都道府県ごとにばらつきが生じてしまうことも懸念されるのではないか。一方で、公害として取り扱うかどうかという境界領域については、国に移送することにより対処することもできるのではないか。
- これまでの蓄積があり公害として明らかに当てはまる事案のみを都道府県の管轄にするという方法もあるのではないか。
- 手挙げ方式を採用するとしても、典型7公害を全て扱うことができる都道府県と、限定して扱うことができる都道府県という選択の余地も残すべきではないか。

## ② 管轄の分け方に関する御意見

- ・ 都道府県の予算や調査能力の観点から管轄を考えるのがよいのではないか。
- ・ 都道府県が調査費用を持てるのかという考え方の他に、実体法上受忍限度の判断に地域差が生じるような紛争を住民に身近な機関が短期間で解決するという考え方もあり、基本方針によって管轄の分け方の判断が変わってくる。
- ・ 管轄の切り分けの際に訴額を基準にする考え方について、民事訴訟における基準と同様に考えることができるか。申請者があえて国の管轄とするために訴額を増やすこともあり得るのではないか。
- ・ 訴額で管轄を分けることについては、もし地方でできるのであれば地方でやりたいと思う申請者も多いのではないか。
- ・ 公害紛争の中でも近隣紛争という軸で管轄を切り分ける際には、訴額の他に、当事者の人数を基準にすることも考えられるのではないか。
- ・ 管轄の切り分けに際して当事者の人数を基準にしたとしても、たとえば申請は行わなかった潜在的な被害者が存在する場合等もあるのではないか。そのため、事案の性質で切り分けを考えた方がよいのではないか。

## (2) 都道府県の調停事務の移譲に関する論点

---

### (2)－1 市町村における体制整備

#### 論点

市町村が調停事務を行うとした場合、都道府県が現在行っている審査会方式または名簿方式と同じ仕組みとすることによいか。

### (2)－2 管轄の切り分け、移送ルール

#### 論点

市町村が調停事務を行うとした場合、都道府県が行う調停との間に管轄の切り分けや移送ルールを設ける必要があるか。

### (2)－3 事務移譲の方式

#### 論点

法定移譲により一定規模移譲の市町村すべてに移譲する方式と、希望する市町村に移譲する方式があり得るが、どちらが望ましいか。



## ◎ 御意見の整理

### ① 事務処理特例条例に関する御意見

- 事務処理特例制度で市町村に調停事務を移譲する場合は、審査会等を置かなければならないという規定を準用した市町村条例を備えてもらう必要があるのではないか。
- 全ての市町村が調停を実施することは困難であり、手挙げ方式の基準をどう設定するかが問題ではないか。
- 地方公共団体における調査能力を考慮すると、保健所の有無も重要な要素だと考えられるので、中核市まで対象となり得るのではないか。
- 事務処理特例条例に関して、通常は権限を移譲する側の事務がなくなるが、理論的には並行権限を与えるという方法も考えられるのではないか。

### ② 市町村の規制権限との関係に関する御意見

- 一般廃棄物等、市町村に権限がある事件の場合、調停の中立性に疑問を抱かれないような手当が必要ではないか。

### ③ 条例により独自の紛争処理制度を設けている市に関する御意見

- ・ 条例により独自の紛争処理制度を設置している市が存在するが、このような制度は是非拡大してほしい。また、今後、このような制度の実態を調査することも必要であろう。

(参考) 地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)(抄)

#### 第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

##### (1) 基礎自治体への権限移譲の推進

##### ウ 条例による事務処理特例制度の活用の促進

(中略)

なお、各都道府県においては、都道府県条例に基づく権限移譲が進展しているところであるが、制度運用に関する誤解が一部に見受けられるところである。事務の処理にあたり都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされているものに関し、市町村に同種の附属機関が設置されていないことから条例による事務処理特例制度による権限移譲が困難であると都道府県において解されているような事例については、個別法令により禁止されていない限り、市町村に同種の附属機関を設置することで、都道府県条例に基づく権限移譲が可能である。各都道府県においては、地方自治法及び個別法令の適切な解釈に基づき、条例による事務処理特例制度の積極的な活用を進めていくことが期待される。

(以下略)